

婚外子差別撤廃のための戸籍法改正に関する意見書

平成25年9月4日、最高裁大法廷は、14名の裁判官全員一致で、婚外子の相続分を婚内子の相続分の2分の1とする民法の規定（民法第900条第4号ただし書き前段の規定）を憲法違反と決定しました。法務省では同時に、出生届の嫡出子・嫡出でない子の別の記載欄を撤廃する「戸籍法改正案」の提出が検討されましたが、与党の合意が得られず、提出されませんでした。しかし、婚内子と婚外子を区別するもっとも大きな民法上の規定が廃止された以上、この規定は、ほとんど意味のないものです。また戸籍実務上も、出生届に基づく戸籍の作成にあたって、必要のないものです。

近年、諸外国でも婚外子差別の撤廃が進み、多くの国が法改正を行いました。わが国の戸籍法の規定は、すでに改正された相続分差別規定とともに、国連人権諸機関から、繰り返し法改正を勧告されています。婚外子の人権尊重のために、一刻も早い法改正が望まれます。

戸籍の続柄欄では、「長（男・女）、二（男・女）、三（男・女）」等と出生順に序列をつけています。これは、戦後、家督相続制度自体が廃止されて以降は、全く意味のないものです。しかし、現在の続柄記載方法では、例えば婚外子の出生届が提出されるたびに、出生子の母の出産可能年齢まで戸籍をさかのぼって調査しなければならないなど、全く無意味な事務作業を自治体に強いることになっています。民法上の要請のない事務作業を廃し、事務を簡素化すべきです。

平成16年11月に続柄記載方法が変更され、婚外子も「長男・長女」式の記載方法となりましたが、それ以前（平成16年10月まで）に出生届がなされた婚外子の戸籍の続柄は、「男」、「女」と記載され、一目で婚外出生が暴露されるようになっていました。本人または母の申し出により、記載の変更は可能ですが、現に社会に婚外子差別がある中で、みずから名乗り出るには困難が伴います。したがって、婚外子差別を誘発しかねない要因を除去し、戸籍実務上不要な事項を廃止して事務を簡素化するためにも、続柄欄を廃止することは極めて合理的です。

よって、武蔵野市議会は、貴職に対し、下記事項について要望します。

記

- 1 戸籍法第49条第2項第1号を改正し、出生届における、嫡出子・嫡出でない子の

別の記載欄を廃止すること。

2 戸籍法第13条第4号、第5号を改正し、戸籍の実父母及び養父母との続柄欄を廃止すること。なお、続柄欄廃止に伴い、性別を明らかにする必要がある場合は性別欄を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月26日

武蔵野市議会議員 与座 武

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

あて

